県章

三重県公報

令和7年10月3日　（金）

第　657　号

毎週火・金曜日発行

目　　次

（番号）	（題　名）	（担当）	（頁）
	告　　示		
655	漁船損害等補償法の規定による同意を求める旨の事前届出及び指定漁船調書縦覧	（水産振興課）	2
656	同件	（　同　）	2
657	区域内特定養殖業者の同意が要件に適合している旨	（　同　）	2
658	三重県資源管理方針に係る知事管理漁獲可能量の変更	（水産資源管理課）	2
	公　　告		
	土地改良事業計画の変更及びその関係書類の縦覧	（農地調整課）	3
	森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第12条第1項の規定により林業種苗法第10条第1項の規定による登録を受けたものとみなす生産事業者の登録	（森林・林業経営課）	3
	土地区画整理組合の理事の退任及び就任の届出	（都市政策課）	4
	開発行為に関する工事の完了	（建築開発課）	4
	県営住宅の入居希望者の募集	（住宅政策課）	4
	特定調達公告		
	落札者を決定した旨	（大気・水環境課）	6

告　　示

三重県告示第 655 号

漁船損害等補償法施行令（昭和 27 年政令第 68 号）第 5 条第 1 項の規定に基づき、漁船損害等補償法（昭和 27 年法律第 28 号）第 112 条第 1 項の規定による同意を求めるための事前届出がありましたので、同令第 5 条第 3 項の規定により、次の 1 のとおり告示し、届出に係る指定漁船調書を次の 2 により縦覧に供します。

令和 7 年 10 月 3 日

三 重 県 知 事　　一　　見　　勝　　之

1　届出事項

発起人		加入区	漁船損害等補償法第 113 条第 1 項の申出をする漁業協同組合
住所	氏名		
三重県四日市市永西 4 丁目 7-10	豊田　秀樹	四日市市	四日市市漁業協同組合
三重県四日市市楠町南五味塚 653-3	長谷川　辰男	四日市市	四日市市漁業協同組合

2　指定漁船調書の縦覧

(1)　縦覧期間

令和 7 年 10 月 3 日から同月 17 日まで

(2)　縦覧場所

三重県四日市市大字塩浜字午高 2914 番地先　四日市市漁業協同組合

三重県告示第 656 号

漁船損害等補償法施行令（昭和 27 年政令第 68 号）第 5 条第 1 項の規定に基づき、漁船損害等補償法（昭和 27 年法律第 28 号）第 112 条第 1 項の規定による同意を求めるための事前届出がありましたので、同令第 5 条第 3 項の規定により、次の 1 のとおり告示し、届出に係る指定漁船調書を次の 2 により縦覧に供します。

令和 7 年 10 月 3 日

三 重 県 知 事　　一　　見　　勝　　之

1　届出事項

発起人		加入区	漁船損害等補償法第 113 条第 1 項の申出をする漁業協同組合
住所	氏名		
三重県南牟婁郡紀宝町鵜殿 1702-18	大倉　孝司	紀南	紀南漁業協同組合
三重県南牟婁郡御浜町大字阿田和 5420-13	東　諒輔	紀南	紀南漁業協同組合

2　指定漁船調書の縦覧

(1)　縦覧期間

令和 7 年 10 月 3 日から同月 17 日まで

(2)　縦覧場所

三重県南牟婁郡紀宝町鵜殿 239-13　紀南漁業協同組合

三重県告示第 657 号

次の加入区及び区域に係る漁業災害補償法（昭和 39 年法律第 158 号）第 125 条の 6 第 1 項の規定による区域内特定養殖業者の同意は、同項に規定する要件に適合しているものと認めます。

令和 7 年 10 月 3 日

三 重 県 知 事　　一　　見　　勝　　之

加入区の名称	区　域
特定のり 下箕田加入区	鈴鹿市漁業協同組合のうち下箕田の地区

三重県告示第 658 号

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 16 条第 5 項の規定に基づき、三重県資源管理方針に係る知事管理漁獲可

能量（令和６年三重県告示第 895 号）を以下のとおり変更したので、同項において準用する同条第４項の規定により公表します。

令和７年 10 月３日

三 重 県 知 事　一　見　勝　之

次の表の変更前欄に掲げる規定を同表の変更後欄に掲げる規定に下線で示すように変更する。

<table>
<tr><th>変　更　後</th><th>変　更　前</th></tr>
<tr><td>第３　まいわし太平洋系群
１　都道府県別漁獲可能量
16,400 トン
２　三重県の知事管理漁獲可能量
<table>
<tr><th>知事管理区分</th><th>知事管理漁獲可能量</th></tr>
<tr><td>三重県まいわし中型まき網漁業</td><td>8,100 トン</td></tr>
<tr><td>三重県まいわし機船船びき網漁業</td><td>7,300 トン</td></tr>
<tr><td>三重県まいわしその他漁業</td><td>現行水準</td></tr>
</table></td><td>第３　まいわし太平洋系群
１　都道府県別漁獲可能量
10,900 トン
２　三重県の知事管理漁獲可能量
<table>
<tr><th>知事管理区分</th><th>知事管理漁獲可能量</th></tr>
<tr><td>三重県まいわし中型まき網漁業</td><td>5,330 トン</td></tr>
<tr><td>三重県まいわし機船船びき網漁業</td><td>3,390 トン</td></tr>
<tr><td>三重県まいわしその他漁業</td><td>現行水準</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

公　　告

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 88 条第 19 項において準用する同法第 87 条第５項の規定により、農村地域防災減災事業　防災重点農業用ため池緊急整備事業　ため池総合整備工事　地震・豪雨対策型　小規模阿弥陀寺溜地区の計画を変更しましたので、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、この変更計画については、土地改良法第 88 条第 19 項において準用する同法第 87 条第６項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に三重県知事に審査請求をすることができます。また、この計画の変更が定められたことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）、この計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができます。

ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、この計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができます（なお、上記の期間が経過する前であっても、この計画が変更された日（審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して１年を経過した場合は、この計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

令和７年 10 月３日

三 重 県 知 事　一　見　勝　之

１　縦覧に供すべき書類の名称

土地改良事業計画書の写し

２　縦覧の期間

令和７年 10 月６日から同年 11 月４日まで

３　縦覧の場所

いなべ市役所農林商工部農林整備課（いなべ市北勢町阿下喜 31 番地）

森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成 20 年法律第 32 号）第 12 条第１項の規定により、林業種苗法（昭和 45 年法律第 89 号）第 10 条第１項の規定による登録を受けたものとみなし、次のとおり生産事業者として登録しました。

令和７年 10 月３日

三 重 県 知 事　一　見　勝　之

登録番号	生産事業者の氏名又は名称及び住所	生産事業の内容				事業所の名称及び所在地
		種穂		苗木		
		採取	精選	幼苗の育成	幼苗以の苗木育成	
尾農第150号	速水林業　速水　亨 北牟婁郡紀北町引本浦345番地	○	○			速水林業　速水　亨 北牟婁郡紀北町引本浦345番地

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定により、多度町小山土地区画整理組合から次のとおり理事の退任及び就任の届出がありました。

令和7年10月3日

三重県知事　一　見　勝　之

退任理事

磯貝　貞夫	桑名市多度町小山1441番地
加藤　和弘	桑名市多度町小山1867番地1
加藤　門貞	桑名市多度町小山941番地1
加藤　正人	桑名市多度町小山938番地
加藤　貢	桑名市多度町小山962番地
水谷　明善	桑名市多度町小山1298番地
山室　武男	桑名市多度町小山1276番地
山室　哲也	桑名市多度町小山1325番地1
山室　知廣	桑名郡多度町大字小山1333番地

就任理事

磯貝　貞夫	桑名市多度町小山1441番地
加藤　和弘	桑名市多度町多度二丁目13番地3
加藤　門貞	桑名市多度町小山941番地1
加藤　正人	桑名市多度町小山938番地
加藤　貢	桑名市多度町小山962番地
水谷　明善	桑名市多度町小山1298番地
山室　武男	桑名市多度町小山1276番地
山室　哲也	桑名市多度町小山1325番地1
山室　知廣	桑名郡多度町大字小山1333番地

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

令和7年10月3日

三重県知事　一　見　勝　之

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
令和7年 9月18日	員弁郡東員町大字瀬古泉字西街途946-5	四日市市小杉町849-1ジョイリバー102 西井　健人 四日市市小杉町849-1ジョイリバー102 西井　容加
令和7年 9月22日	いなべ市員弁町笠田新田字海道下846-3	四日市市伊坂台2丁目253セジュール桜102 生川　達也

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、県営住宅の入居希望者の募集を次のとおり行います。

令和7年10月3日

三重県知事　一　見　勝　之

1　受付期間

令和7年10月3日（金）から同月31日（金）まで郵送のみによる受付を行い、受付期間内の消印のみ有効とします。ただし、応募者数が募集戸数に満たなかった県営住宅については、令和7年12月3日（水）まで随

時申込みを受け付けます。

2　受付場所

受付は、郵送のみによって受け付けます。受付期間内に希望する団地の指定管理者宛てに申込書を郵送してください。

北勢ブロック　鈴鹿亀山不動産事業協同組合
〒510-0253　三重県鈴鹿市寺家町 1085-1

中勢伊賀ブロック　伊賀南部不動産事業協同組合
〒514-0008　三重県津市上浜町 1 丁目 501 エトアール津 102

南勢ブロック・東紀州ブロック　三重県南勢地区管理事業共同体
〒514-0008　三重県津市上浜町 1 丁目 501 エトアール津 102

3　募集する県営住宅及び戸数

ブロック名	地区名	県営住宅名	戸数（優先戸数）
北勢ブロック	桑名	川成（高齢者・単身可）	1
		川成（一般・単身可）	1
	四日市	高見ヒルズ（一般・単身可）	2(1)
		あこず（高齢者・単身可）	1
		あこず（一般・単身可）	2(1)
		笹川（高齢者・単身可）	2
		笹川（一般・単身可）	2(1)
		笹川第二（一般・単身可）	1
		河原田（高齢者・単身可）	1
	鈴鹿	高岡山杜の郷（一般・単身可）	4(2)
		桜島（高齢者・単身可）	1
		桜島（一般・単身可）	2(1)
	亀山	鹿島（一般）	1
中勢伊賀ブロック	津	千里（高齢者・単身可）	5
		白塚（高齢者・単身可）	1
		一身田（高齢者・単身可）	3
		パールハイツ西丸之内（一般）	1
		船頭町（一般・単身可）	1
		神戸（高齢者・単身可）	1
		結城（高齢者・単身可）	1
		ミレニ北口（一般）	1
	伊賀	服部（一般・単身可）	1
		カーサ上野（一般）	2(1)
南勢ブロック	松阪	大黒田（高齢者・単身可）	1
		五反田（一般・単身可）	1
		粥田（高齢者・単身可）	1
		和屋（身障者）	1
		和屋（高齢者・単身可）	1
		和屋（一般・単身可）	1
		上川第二（高齢者・単身可）	2
		エスペラント末広（一般）	1
	伊勢	旭（一般・単身可）	1
		城田（一般・単身可）	1
		西豊浜（一般・単身可）	1

		五十鈴川（身障者）	1
		五十鈴川（一般・単身可）	1
東紀州ブロック	尾鷲	古江（一般・単身可）	1
	熊野	久生屋（高齢者・単身可）	1
	御浜	オレンジハイツ御浜（一般）	1

4　入居資格

(1)　現在住宅に困っていることが明らかな者

(2)　同居者がいる場合は、親族（婚約者、同性パートナー、内縁関係にあるもの及び里親に委託されている児童を含む。）であること。

(3)　三重県営住宅条例（平成９年三重県条例第52号）第６条に規定する収入基準を満たしていること。

(4)　次に掲げるいずれにも該当しないこと。

ア　過去に県営住宅に入居していた者又はその連帯保証人で、現在、家賃、駐車場使用料、損害賠償金又は遅延損害金を滞納しているもの

イ　過去に県営住宅に入居していた者又はその連帯保証人で、消滅時効の援用・自己破産による免責等で家賃、駐車場使用料、損害賠償金又は遅延損害金の支払を免れたことがあるもの

ウ　ア又はイに掲げる者（連帯保証人は除く。）と同居していた者（ただし、当該同居の際に成年であった者に限ります。）

(5)　申込者及び同居予定者が次に掲げるいずれにも該当しないこと。

ア　過去において県営住宅等に入居し、住宅の明渡しの請求を受けた場合であって、明渡しの請求を受けたときの明渡しの期限までに当該住宅を明け渡したときは、明渡しを行った日の翌日から２年を経過していないこと。

イ　過去において県営住宅等に入居し、住宅の明渡しの請求を受けた場合であって、明渡しの請求を受けたときの明渡しの期限までに当該住宅を明け渡さなかったときは、明渡しを行った日の翌日から４年を経過していないこと。

ウ　ア又はイに掲げる者と同居していた者のうち、当該住宅の明渡しの原因となった行為をした者（当該行為をしたとき成年であった者に限ります。）が入居しようとする場合又は同居しようとする者に含まれる場合にあっては、当該住宅の明渡しのあった日の翌日から２年を経過していないこと。

(6)　地方税を滞納していないこと。

(7)　緊急連絡人を確保すること。

(8)　暴力団員でないこと（同居しようとする親族も含みます。）。

5　その他

詳細は、各ブロックの指定管理者又は三重県県土整備部住宅政策課公営住宅班（電話 059-224-2703）までお問い合わせください。

北勢ブロック　鈴鹿亀山不動産事業協同組合（電話 059-373-6802）

中勢伊賀ブロック　伊賀南部不動産事業協同組合（電話 059-221-6171）

南勢ブロック・東紀州ブロック　三重県南勢地区管理事業共同体（電話 059-222-6400）

特定調達公告

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成７年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

令和７年10月３日

三重県知事　一　見　勝　之

1　物品等の名称及び数量　　大気汚染自動測定機器等　１式

2　担　当　部　局　　津市広明町13番地
　　三重県環境生活部環境共生局大気・水環境課

3　落札者決定日　　令和７年９月18日

4	落札者	三重県津市河芸町中別保 150-1 株式会社三弘三重営業所　所長　佐藤　薫
5	落札金額	入札価格　41,280,000 円 契約金額　45,408,000 円
6	決定手続	一般競争入札
7	入札公告日	令和７年７月 25 日

発行　三　重　県

三重県津市栄町１丁目 891
三重県総務部法務課
電話　059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 https://www.pref.mie.lg.jp/